

南摩ダム・湯西川ダム・八ツ場ダム

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 5 2005年 6月30日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

宇都宮市長・宇都宮市水道管理者に対する訴訟（湯西川ダム）

第3回訴訟期日は7月 6日（水）10時～

県知事に対する訴訟（南摩ダム・湯西川ダム・八ツ場ダム）

第4回訴訟期日は9月 8日（木）10時～

いずれも宇都宮地方裁判所302法廷で開かれます。ぜひ傍聴を！！

奈良県・大滝ダムのDVD上映会

日時：7月6日（水）午前11時より

場所：栃木県弁護士会館

紀ノ川上流に建設された大滝ダムは、平成15年3月の完成後、試験湛水をはじめた直後から、ダム上流約4kmの地区で家屋の壁や道路、擁壁、地面などに亀裂が発生しました。現在、水位を下げて原因を調査しているということです。建設はしたものの、ダムに水を貯めることができないという“ムダなダム”的実態をDVDで見てみましょう。裁判説明会の後、上映会がおこなわれます。

ムダなダムをストップさせる栃木の会・総会

日時：8月2日（火）18時30分より

場所：栃木県弁護士会館

南摩ダム建設予定地で

自然観察会

日時：7月31日（日）午前9時より

チラシを参照してください

南摩・ハツ場・湯西川ダム訴訟第3回・05年6月16日(木)の記録

原告側弁護団：大木、米田、山口、須藤、若狭各弁護士、原告：高橋弁護士(パソコン代表)ほか

被告側弁護団：谷田、船田、平野各弁護士

裁判長：原告からの「請求の趣旨の変更」に対し、被告の意見は？

被告弁：同意する。但し、却下を求める。これについては理由に対する認否を含め書面を提出する。

原告弁：ハツ場ダム、南摩ダムについて著しい利益があるというなら、その背景(根拠)となる主張を聞きたいが、被告側からまだもらっていない。

被告弁：財務会計行為の違法性は原告が立証すべきことだ。県として説明することにやぶさかではないが、面と向かって、そのようなことを言わると、主張立証の責任は被告にはないので反論せざるを得ない。県の負担金に関しても、資料を出せというなら協力はするし、負担金支出に関する手続については、こちら側の事情なので書面で説明する。

原告弁：例えば、ハツ場ダムの治水負担金については、治水上の著しい利益が要件であり、県にはどんな利益があるから費用負担するというのか、理由があるはずなので…

裁判長：事前に論点が明らかになればよい、ということですね。

原告弁：○○について主張して欲しい…というような証明を求める書面なら出せる。

被告弁：手元にない資料を出せということなら出すぐ、すべての資料を出せというのはおかしい。原告は情報公開で資料を取っているはずなのだから。

原告弁：次回までに、被告から負担金支出の手続等に関する書面を出してもらい、それまでに原告は裁判長の指揮にしたがい、被告に対して、書面で証明を求ることにする。

裁判長：では次回は、9月8日(木)午前10時から

10時30分より弁護士会館で説明会(大木弁護士、若狭弁護士)

大木弁護士：「ダム使用権」については水資源機構法に規定がないため、「請求の趣旨の変更」をおこなった。水資源機構の水源開発事業に参加して水源を確保することができる権利なので、便宜上「水源確保権」という表現にした。

- ・今回で、訴状に対しての一応の応答は終わったので、今後は実質論に入る。
- ・(治水で9億円を負担する)ハツ場ダムに関しては、治水上の著しい利益とは何かを争う。思川開発事業に関しては、利水者として参加するメリット、水需要調査の妥当性、費用対効果をどのように判断したのか、また、治水上のメリットの具体的な説明を求める。思川開発事業からの撤退を怠っているのは違法であるとの認否が焦点となる。また、ハツ場、思川開発事業、湯西川ダム事業についてどういう手続きをとっているのか、県としての説明を求めていく。

嶋津暉之さん：他県と比べて、裁判の進行が早いように感じる。茨城、群馬、千葉は住民訴訟専門の同じ弁護士がついていて、門前払いを求めているようだ。東京、埼玉でも入口論争をやっている。実質論争は秋以降になる見込み。

大木弁護士：次回に県から、東京都の裁判で都側から出された6月3日付け準備書面と同様の内容のものが出される見込みなので、そう進行が早いわけではない。ただ、もう一つの宇都宮市相手の訴訟の方は、論点が湯西川ダムの利水だけなので、早く進行してしまうおそれがある。

嶋津さん：他県では裁判の後の説明会で、ビデオ上映などおこない、理解を深めている。

傍聴予定の方は、2日位前に事務局までご連絡を。直接、裁判所にお出になんでも大丈夫です。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

小山市城東 2-10-22

T E L 0285-23-8505

F A X 0285-22-5608

振替口座 00140-1-500609